

大嘗祭違憲訴訟（五）〔控訴審編その3〕

―鹿児島県知事の大嘗祭出席についての住民訴訟の記録―

小 栗 実

はじめに―「鹿児島大学法学論集」への掲載にあたって―

この「大嘗祭違憲訴訟―鹿児島県知事の大嘗祭出席についての住民訴訟の記録―」は、これまで教養部が発行してきた紀要「鹿児島大学社会科学雑誌」に（一）から（四）までを連載してきた。しかし、一九九七年三月三十一日をもって教養部が廃止され、四月一日から法文学部へ所属が変更になったため、（五）以降を、鹿児島大学法学会発行の「鹿児島大学法学論集」に掲載することにした。今回はじめて、この連載を見ることになる法学会の会員とくに学生諸君のために、この訴訟の概要について、簡単に説明をしておきたい。

△皇位継承にともなう諸儀式▽

一九八九年一月七日、天皇の死去により、皇位の継承が行われた。皇位の継承に伴い、種々の儀式がおこなわれたが、そのさい日本国憲法の国民主権原理、政教分離原則との関連で、国が関与することがゆるされるかどうかがおおきな憲法

上の問題となった。

儀式と国とのかかわりに注目して、分類すると、(1) 主として、宗教的な性格を理由にして天皇家の私的な儀式として行われた儀式。たとえば、新天皇が即位を皇居内にあるもつとも重要な神的施設である賢所に祀られた天照大神に奉告する儀式である「賢所の儀」などがそれにあたる。儀式の数からいえば、この中に含まれる儀式が一番多い。

(2) 「国の儀式」とされ、公費が支出された儀式。「剣璽等承継の儀」「即位後朝見の儀」「大喪の礼」「即位の礼」(「即位礼正殿の儀」「祝賀御列の儀」「饗宴の儀」)である。「大喪の礼」「即位の礼」については皇室典範第二四条、二五条に規定がある。これらの儀式について、まったく問題がなかったわけではなく、国民主権原理、政教分離原則からして、違憲ではないかと訴えが出され、「即・大」訴訟大阪高裁一九九五年三月九日判決は、結論的には原告の訴えを退けながらも、違憲のうたがいがあつたことを指摘している。(この判決について、拙稿「憲法学からみた『即位の礼・大嘗祭』違憲訴訟大阪高裁判決」「即・大」いけん訴訟団編著『天皇帝に挑んだ一七〇〇人』(緑風出版、一九九五年) 一一二頁、同「時の判例 即位の礼・大嘗祭違憲訴訟控訴審判決」法学教室一八〇号九四頁、がある。)

本稿で取り上げている大嘗祭は、性格的には当然(1)の中に含まれるものであつた。ところが、政府は、一九八九年一二月二一日に、「政府見解」を発表して、大嘗祭は、宗教的性格をもつことを明確にみとめつつ、「公的性格」があるとして、公費の支出を肯定した。「政府見解」は、大嘗祭について、以下のように、説明している。

「(大嘗祭は) 収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考える。」

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を官廷費から支出することが相当であると考える。」

そして、この「見解」にもとづいて、「公的性格」があるとして、公費が支出されて、一九九〇年十一月二二日深夜から二三日未明にかけて、大嘗祭が行われた。大嘗祭への案内等は宮内庁長官名でだされていた。大嘗祭の実際の式次第については、本稿にのせた控訴人の第八準備書面に詳しく書かれている。

大嘗祭に対する国のこの関与に対して、東京、神奈川、大阪、大分そして鹿児島で違憲訴訟が提起された。そのうち鹿児島の訴訟は大嘗祭だけを取上げ、大分の訴訟は大嘗祭に先立っておこなわれた抜穂の儀について、東京・神奈川・大阪の訴訟は即位の礼・大嘗祭の両方について、その違憲性を争う。

訴訟の形態は、大阪訴訟は、国の違憲な行為に対する国家賠償請求訴訟でおこなわれ、のこりは、いずれも地方自治法上の住民訴訟として提起された。

△鹿児島大嘗祭違憲訴訟▽

鹿児島訴訟の事実。鹿児島県知事・土屋佳照（当時）が、宮内庁長官から案内を受けて、一九九〇年十一月二二日皇居において行われた悠紀殿供饌の儀に出席し、その出張費用として旅費七万五六〇円が支出された。その支出が、地方自治法第二四二条第一項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するとして、奄美大島の龍郷町の医師・肥後源市さんが一九九〇年一月二三日に監査請求した。

鹿児島県監査委員会は、翌年二月一八日に、監査結果について「各監査委員の意見の一致に到らず合議が整わなかった」

と通知した。高橋まさし委員は「国及び地方自治体を問わず大嘗祭関連行事に対する公費の支出は、政教分離を規定した憲法二〇条、公の財産の用途を制限した憲法第八九条に抵触し、また、公務員の大嘗祭関連行事への関与は、政教分離を規定した憲法上の観点から重要な問題があり、憲法尊重擁護の義務を規定した憲法第九九条にも抵触する」と、憲法違反とする意見を提出した。

その後、肥後源市さんは一九九一年三月一九日、鹿児島地裁に対して、知事を被告として、住民訴訟を提起した。

鹿児島地裁判決は一九九二年一〇月二日。判決の要旨（裁判所から報道機関に提示されたもの）は次のようなものであった。

「一、被告が、鹿児島県知事として悠紀殿供饌の儀に出席し、参列したのは、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴とされ、国の要職にある天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、祝意を表する目的のためであって、その目的において宗教的意義はなく、またその行為も、最小限の知事随員とともに上京し、三権の長、国会議員、他の都道府県の知事ら多数の参列者とともに皇居において悠紀殿供饌の儀に参列していたのみであって、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴とされ、国の要職にある天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、新天皇への祝意を表するという効果を持つにとどまる。

それ以上に、悠紀殿供饌の儀の宗教的側面に対し援助、助長、促進し、他の宗教を圧迫する等の効果を持つ行為であるとは認められないから、被告の行為は憲法の定める政教分離原則に違反しない。

二、被告の行為は、国の行為とは無関係に、専ら皇室の挙行する天皇の皇位継承儀式に儀礼を尽くし、天皇の皇位継承に祝意を表するにとどまり、それ以上に、大嘗祭の挙行についての国の行為に対し直接のかかわり合いを持っていないし、被告の行為が積極的に国の行為に加担する目的、効果を持つものとは認められない。

従って、被告の行為が政教分離原則に違反するかの判断に当たっては、国の大嘗祭への関与が政教分離原則に違反するかどうかにつき判断する必要はない。

三、被告は、憲法の定める天皇の地位に配慮して、儀礼的に悠紀殿供饌の儀に出席、参列したものであるから、被告の行為は憲法の定める国民主権原理、公務員の憲法尊重擁護義務に違反しない。

四、従って、被告が、鹿児島県から悠紀殿供饌の儀への出席のための旅費の支給を受けたことが違憲、違法であるとす
る原告の主張は失当である。」

この判決に対して、原告は福岡高裁宮崎支部に控訴し、控訴審が始まり、一九九七年八月現在まで審理が続いている。この資料「大嘗祭違憲訴訟」では（一）から（二）までが、地裁での審理を、（三）から（四）までは、高裁での審理の進行を記録・紹介してきた。本稿（五）では、九三年冬から九四年夏にかけての、以下の準備書面を掲載することにする。準備書面は、明らかな誤字、誤植、脱字と思われる部分を訂正したことをのぞいて、できるだけそのままに再現することにした。なお、第一〇準備書面については、紙数の関係で、二つに分けて、その前半を本号に掲載することにした。

- 一 控訴人の第七準備書面（一九九三年十二月二二日）
- 二 控訴人の第八準備書面（一九九四年三月九日）
- 三 被控訴人の第三準備書面（一九九四年五月二四日）
- 四 控訴人の第九準備書面（一九九四年五月三〇日）
- 五 控訴人の第一〇準備書面（一九九四年七月二〇日）

（大嘗祭訴訟とのかかわり）

この鹿児島大嘗祭訴訟の原告は、奄美の医師・肥後源市さんであり、その依頼をうけて、亀田徳一郎弁護士がまず代理人として活躍し、のちに小堀清直弁護士と増田博弁護士（鹿児島）が加わり、さらに控訴人復代理人として河野聡弁護士（大分）、松田公利弁護士、松田幸子弁護士（のちに辞任）、西田隆二弁護士（宮崎）が参加して、弁護団がつくられた。

原告の肥後さんや亀田弁護士から依頼があり、鹿児島に住む憲法学者として、私もこの訴訟に関わりをもつことになった。この「資料と解説」に掲載された原告側の準備書面は、弁護団の「共同作業」の成果だが、私もこの「共同作業」に加えていただき、準備書面の一部の執筆にあたった。

おおかたの訴訟では、このたぐいの準備書面は、まったく公開されないままになってしまふことが多い。しかし、今回の大嘗祭違憲訴訟は、この訴訟のもつ憲法学上の意義を考えたこと、それに地方の憲法訴訟をできるかぎり記録に残すことは重要だと考えて、準備書面をできるだけ生の形で掲載・記録しようと考えた。大嘗祭訴訟をいわば「定点観測」することによって、天皇の代替わり儀式と国民主権原則、政教分離原則とのかかわりを見つめてみたい、と考えている。

一 控訴人の第七準備書面（一九九三年二月二二日）

控訴人の第七準備書面は、被控訴人が提出した第五準備書面に、反論するものである。この被控訴人の準備書面については、拙稿「大嘗祭違憲訴訟」（四）、「鹿児島大学社会科学雑誌」一八号三頁に掲載した。

【平成四年（行コ）第二号 住民訴訟控訴事件】

控訴人	肥後源市
被控訴人	土屋佳照

一九九三年二月二二日

福岡高等裁判所

宮崎支部 御中

準備書面（第七）

控訴人訴訟代理人弁護士 亀田徳一郎

同弁護士 小堀清直

同弁護士 増田博

控訴人訴訟復代理人弁護士 河野聡

同弁護士 松田幸子

同弁護士 松田公利

被控訴人の「平成五年一〇月二三日」付準備書面に対し、次のとおり反論する陳述を行う。

一 被控訴人はこの準備書面において、「控訴人の主張する大嘗祭は、①天皇が皇祖神と一体になり、神格を取得する神事であり、②かつ全国が天皇に服属することを象徴する儀礼である、というのである」とまとめた上で、この①②が定説でないことを主張し、この①②の説を前提として「大嘗祭を執り行うことは国民主権を否定し、それまでの天皇と同様神勅によって天皇となることを宣言するものである。これは、日本国民を主権者と定めた日本国憲法へのあからさまな挑戦であり、国民をないがしろにするものである。したがって憲法第一条に違反する」（控訴人の準備書面八丁表）と「極言するのは、すでにその前提において問題があり、到底首肯できるものではない」と断定している。

そこで、この被控訴人の主張に対して、反論しおよび証人尋問の必要性について述べることにする。

二 被控訴人は「大嘗祭が天皇に服属することを象徴する儀礼」かそれとも「奉祝・儀礼」であるか、を論じて、岡田莊司氏の諸説を引用しているが、この訴訟で問題となっているのは、古代の大嘗祭がどのような性格をもっていたのか、あるいはそれが時代の変化とともにどう変わっていったのか、という歴史学的な講学上の論争にあるのではない。大嘗祭の内容が日本国憲法の定める国民主権の原則に違反しているのかそうでないのかが、争われているのである。

一九九〇年におこなわれた大嘗祭が、その式次第において、大日本帝国憲法下の大嘗祭とほぼ同じ内容で行われたことは明白であった。この大嘗祭は、大日本帝国憲法の下ではじめて、きわめて国家的な儀式とされたのである。大嘗祭への国の関与が日本国憲法の諸原則にてらして国民主権原則といかに抵触しているのか、が基本的な争点となっている本訴訟においては、大嘗祭が国家儀式とされたその内容がもつとも問題となる。

被控訴人が、もし上述したように大嘗祭の歴史をふりかえって、たんなる「奉祝儀礼」であると主張されるのであれば、まず第一に、大日本帝国憲法下の大嘗祭をたんに「奉祝儀礼」であると理解しているのか、「定説」としてどのように評価されていると考えているのかを述べなくてはならないはずであり、大嘗祭一般について「服属儀礼」か「奉祝儀礼」かを論じてみても、大嘗祭の内容が日本国憲法の定める国民主権の原則に違反しているのかそうでないのかについての、なら回答にもならないであろう。

控訴人が、これまでのいくつかの準備書面でものべてきたように、大日本帝国憲法下の大嘗祭は「単に（安寧・五穀豊穰）を祈るものではなく、新帝が国の支配権を獲得する儀式」と位置づけられた。それは、大嘗祭を「国家第一ノ重事タリ」とした神祇省の告諭（一八七二年一月）や上杉慎吉の「帝国憲法」が「神武以来歴代相因ルノ大典」としていたことから実証できる。

大日本帝国憲法は、その第三条で「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」として、天皇は「神の子孫」であるがゆえに、大日本帝国を統治するのだという建前にたっていた。まさに、「神勅主権」とよばれる原理であった。天皇は「神の子孫」

であるというその建前―主権原理―のゆえに、大嘗祭が「国家第一ノ重事タリ」とされたのであった。

日本国憲法が採用した主権原理は、天皇の地位は「主権の存する国民の総意に基づく」国民主権の原則である。その主権原理の下では、天皇がその即位にあたって、大嘗祭という即位儀式をおこなうことはまったく必要のないものであり、主権原理に違反するものである。大嘗祭をたとえ「奉祝儀礼」であると考えたとしても、国民主権原理の下では、天皇の即位を神の前で祝う儀礼である以上、憲法の原理に反するものである。

三 大嘗祭の宗教的な性格はまぎれもない。

被控訴人は、大嘗祭は「天皇が皇祖神と一体になり神格を取得する神事」ではなくて、「国民国家のために、安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式」であるから、憲法第一条にいう国民主権原則に違反しない、と主張している。その根拠は、政府委員の国会での発言と、岡田莊司氏の研究にもとづいている。

まず、政府委員のこの説明は、大嘗祭に「公的性格」があるから、政府からの公費支出もやむなしとする政府見解の説明としておこなわれたものである。われわれは、政府見解が憲法上いかに問題があるかについて、これまで縷々のべてきた。その政府見解の最大のポイントのひとつは、大嘗祭が宗教的な性格を有することを、政府すらも否定できなかったことにある。被控訴人や政府のいうように、大嘗祭が「国民国家のために、安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式」であるとしても、宗教的な儀式であることになんらかわりはない。

政府見解は、大嘗祭の宗教的意味について、「天皇が皇祖神と一体になり神格を取得する神事」とはいつていないのは事実である。しかし、大正・昭和の両天皇の大嘗祭についてはまさに「神と一体になる」儀式として説明され、大嘗祭が国家儀式とされた。さすがに、日本国憲法の下では、政府は、大嘗祭につき「天皇が皇祖神と一体になり神格を取得する神事」とはいうことができなかつた。そのように説明すれば、国民からの批判をうけ、大嘗祭そのものの正当性がうたが

われることになったからである。そこで、政府は、いわば、比較的あたりさわりのない表現で説明することにより、大嘗祭の神式としての性格をカモフラージュしようとしたにすぎない。しかし、一皮むけば、その本質があきらかになってくる。政府はその説明のなかでも「皇祖、天神地祇に対して安寧と五穀豊穰などを感謝される」と大嘗祭の中身をのべているが、それでは「皇祖、天神地祇」とはなにを具体的にさすのか。皇居内にある賢所には天照大神が祀っており、神殿にはそのほかのもろもろの神が祀られている。大嘗祭は、「皇祖、天神地祇」に新天皇として感謝する儀式であることは、そのような神に天皇はひざまづいて、祈る儀式なのである。

被控訴人が、大嘗祭は「天皇が皇祖神と一体になり神格を取得する神事」ではなくて、「国民国家のために、安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式」であるから、憲法第一条にいう国民民主権原則に違反しない、と主張したのであれば、反対に、なにゆえに、「皇祖、天神地祇に対して安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、今後とも国民国家のために、安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式」であれば、国民民主権原則に違反することにならないのか、それを立証すべきである。

被控訴人は、大嘗祭についての①の「定説」について疑問をさしはさむことによって、現在の天皇は、大日本帝国憲法のときとちがって「現人神」ではないことを強調したいのかもしれない。つまり大嘗祭は、大日本帝国憲法のときには「現人神」になる儀式であったが、現在はそうではないのだと。しかし、この訴訟は、天皇が日本国憲法の下で「現人神」であるのかそうでないのかを争っているものではない。日本国憲法の下で行われた大嘗祭なる儀式が、憲法の定める国民主権原則、政教分離原則に違反しているのかどうか問われているのである。したがって、被控訴人が準備書面で、大嘗祭についての「定説」について疑問をさしはさんだとしても、大嘗祭の憲法上の違憲的な性格についてはなんら変わりのないものである。

四 大嘗祭の性格についての証人の必要性

被控訴人は、大嘗祭の性格について、岡田荘司氏などの研究に依拠し、また岡田精司氏の研究などにも言及している。大嘗祭の性格をめぐって、それがいかなるものか、双方で主張がことなっている。またそれが国民主権原則にてらしてどうなのか、大日本帝国憲法の神勅主権と日本国憲法の国民主権との関係についてなども、問題となってきた。

したがって、まず大嘗祭の性格について、証人を採用して、その「定説」をあきらかにする必要があり、被控訴人の依拠する岡田荘司氏をふくめて、岡田精司氏などを証人に採用する必要がある。また、控訴人はすでに大嘗祭の性格をめぐっての歴史学の「定説」をあきらかにするために岩井忠熊氏を証人申請しているので、証人採用をお願いしたい。』

二 控訴人の第八準備書面（一九九四年三月九日）

控訴人（地裁の原告Ⅱ肥後源市さん）の代理人である弁護士団が福岡高裁宮崎支部に提出した第八準備書面は、大嘗祭の儀式次第を検討して、その宗教的性格を明らかにしようとした。さらに、大嘗祭に参列した知事がどんな行為をしたのか、そして、その宗教的な意義を検討しようとした。

一 記

第一 はじめに

これまでも繰り返し主張しているように、最高裁は、目的効果基準の判断にあたって考慮すべき事実を列挙し、行為の主宰者、順序作法等の外形的側面だけでなく、当該行為についての一般人の宗教的評価、当該行為の一般人への効果、

影響等の諸般の事情を明らかにしたうえで、社会通念に従って客観的に判断しなければならぬものと判示している。

そこでは、儀式の外形的側面について緻密な検討をなすべきことを当然の前提として、そのうえで、行われた行為についてその意義を多角的、客観的に検討することが要求されている。

そこで本準備書面では、まず儀式の外形的側面である大嘗祭の儀式次第等について詳細に検討し、加えて被告の行った行為を確定し、これらの宗教的意義について基本的な検討をなすことにする。

第二 大嘗祭の儀式、施設とその宗教的意義

一 検討の視点

まず、「大嘗祭」というのは、一九九〇年（平成二年）二月二二日及び二三日に行なわれた大嘗宮の儀を中核としているが、その準備段階である賢所に期日奉告の儀に始まり、皇霊殿神殿に期日奉告の儀、神宮神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀、神宮に奉幣の儀、神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に奉幣の儀、斎田抜穂の儀、神宮に勅使発遣の儀、大嘗祭前二日御禊、大嘗祭前二日大祓、大嘗祭前一日鎮魂の儀、大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭、大嘗祭当日神宮に奉幣の儀、大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀、大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀と続き、大嘗宮の儀の後も大饗の儀、大嘗祭後一日大嘗宮地鎮祭、即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び前四代の天皇山陵に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀、大嘗祭後大嘗宮地鎮祭と続く一連の儀式全体を指すものである（甲第三四号証）。

すなわち、被告が参列したのは悠紀殿供饌の儀（及び大饗の儀）であるが、その儀式の意義・性格を検討するには、悠紀殿供饌の儀が、右に列挙した一連の儀式の中の一つの儀式であるという観点を見落としてはならない。大嘗祭を構成す

る諸儀式を見ると、

①賢所、皇靈殿、神殿という皇室の神を祭る宮中三殿との関連が強いこと、

②神道の本宗である伊勢神宮との連携が見られること、

③地鎮祭、御禊、大祓といった神道に固有の儀式が行われていること

という特質が認められ、大嘗祭が全体として神道の儀式であることが認められるのである。

また、これら儀式全体の流れや内容が、一九〇九年制定の登極令第二編「即位禮及大嘗祭ノ式」に規定された儀式の流れや内容をそのまま模して行われていることを確認しておかなければならない（甲第三六号証と三七号証の対比）。登極令は、国家神道の下における天皇の即位儀礼として大嘗祭を即位礼と結合し、新たに儀式次第を確定したものであるが、今回の大嘗祭がこの登極令に従って行われたということは、大嘗祭が国家神道の儀式として挙行されたことを意味するのである。

二 大嘗祭を構成する諸儀式とその式次第

それでは、大嘗祭を構成する主な儀式の次第を検討する。

1 事前の儀式の概略

(一) 齋田点定の儀。一九九〇年二月八日。

これは、大嘗祭で用いられる新米を供出する地方を選定する儀式であり、登極令では京都以東以北の地方から「悠紀国」、京都以西以南の地方から「主基国」が選定されることになっているが、今回は東日本（新潟、長野、静岡県を含む）の一八都道府県から「悠紀の地方」、西日本の二九府県から「主基の地方」が選ばれることになった。

儀式の内容は、宮内庁の発表によれば、まず都道府県名を書いた紙を一枚ずつ封筒に入れて封をし、適当な番号を付ける。それから五角形の平らな板状に加工されたアオウミガメの甲羅を波々迦木（ははかぎ）と呼ばれる桜の木の枝をたいた炎であぶり、入った亀裂の具合を掌典が読み、何番目の封筒が良いかを告げる。その封筒を宮内庁長官に渡して、長官が開封し、天皇の許可を得て決定する、ということである。

右の結果、悠紀の地方に秋田県が、主基の地方に大分県が選定された。

(二) 大嘗宮地鎮祭。同年八月二日。

大嘗宮は皇居東御苑に設定された。

(三) 齋田拔穂の儀。同年九月二十八日、一〇月一〇日。

齋田での新穀の収穫を行うための儀式。

天皇が掌典を勅使（拔穂使）として悠紀地方及び主基地方の齋田に派遣して行った。

いずれも、前日に関係諸員のお祓いをする行事である「齋田拔穂前一日大祓の儀」が行われ、大祓の詞の後、大麻で関係者が祓い清められた。

当日は、齋田の周囲に齋竹が立てられ、注連縄（しめなわ）が張り巡らされ、その中に設けられた神殿内に神籬（ひもろぎ）が設置され、左記の次第で儀式が行われた。

午前九時、齋場を裝飾する。

午前一〇時、大礼委員が着床する。

次に大田主が着床し、奉耕者が所定の位置に着く。

次に参列の諸員が着床する。

次に拔穂使が随員を従えて齋場に参進され、着床される。

次に神饌及び幣物を供する。

随員が奉仕する。

次に拔穂使が祝詞を奏される。

次に拔穂の儀がある。

次に幣物及び神饌を撤する。

随員が奉仕する。

次に各員が退出する。

(四) 悠紀主基両地方新穀献納。同年一〇月二五日。

収穫された米を天皇に献ずる儀式。

大嘗宮の北西隅に建てられた「齋庫」の前で、大札委員が新米を点検した後、掌典が榊で祓い清めの儀式をした上で、掌典補がこれを齋庫内に収めた。

(五) 御禊、大祓。同年一月二〇日。

大嘗宮の儀に臨む前の身心の潔斎の儀式で、前者は天皇が、後者は皇族が行った。

(六) 大嘗宮鎮祭。同年一月二一日。大嘗宮の儀の前日、大嘗宮の安寧を祈念する儀式。

(七) 鎮魂の儀。同年一月二一日。

大嘗宮内の神座の設定及び天皇霊を強める儀式としての糸結及び天皇の着衣を振る動作をする。

2 大嘗宮の儀

(一) 大嘗宮の配置は別紙「大嘗宮の配置図」「悠紀殿・主基殿の内部配置」のとおりである。大嘗宮は「よしず垣」で囲まれた南北九九メートル、東西九五・四メートルの施設であり、被告が着席した「幄舎」はその中に位置している。よしず垣の内側に、柴垣で固まれ、東西南北に四基の鳥居が設置されている区画があり、この中に悠紀殿、主基殿、小忌幄舎等が建てられている。そして、施設のほぼ中央にはやはり鳥居が設置されている。

なお、この鳥居は伊勢神宮におけると同形式のものである。また柴垣は、戦前より高さが半分位の一・一メートルとされ、幄舎の参列者に儀式の次第がよく見えるように配慮がなされている(甲第三三三三号証八〇頁)。このことにより、参列者の儀式への参加度も深まり、参列意識も高まったと認められる。

(二) 大嘗宮の儀の式次第

十一月二二日午後六時に始まり、二三日午前三時に終わった。その式次第は以下のとおりである(甲第三七号証)。

大嘗宮の儀

皇宮儀仗が皇居の諸門及び宮段の南車寄、北車寄及び中車寄の所定の位置に着く。

参列の諸員が休所に参集する。

天皇が御休所に着く。

皇后が御休所に着く。

次に衛門二〇人が南北(左右各三人)及び東西へ左右各二人)各神門から参入し、所定の位置に着く。

次に威儀の者左右各六人が南面の神門から参入し、所定の位置に着く。

次に悠紀主基兩殿の神座を奉安する（掌典長が掌典次長、掌典及び掌典補を率いて奉仕する。）。
次に繪服、鹿服を各殿の神座に置く（掌典長が奉仕する。）。
次に各殿に斎火の灯燎を点す（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。
この時、庭燎を焼く。

悠紀殿供饌の儀

天皇が廻立殿に入る。

次に小忌御湯を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御祭服を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御手水を供する（侍従が奉仕する。）。

次に御笏を供する（侍従が奉仕する。）。

皇后が廻立殿に入る（女官が奉仕する。）。

次に御服を供する（女官が奉仕する。）。

次に御手水を供する（女官が奉仕する。）。

次に御檜扇を供する（女官が奉仕する。）。

式部宮が前導して諸員が参進し、南面の神門外の幄舎に着床する。

次に膳屋に稻春歌を発し（楽師が奉仕する）稻春を行い（采女が奉仕する）神饌を調理する（掌典が掌典補を率いて奉仕する。）。

次に天皇が本殿に参進し、祝詞を奏する。

次に天皇が本殿に進む。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、(侍従各一人が脂燭を執る。)御前侍従が劍璽を捧持し、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、侍従長、侍従が随従し、皇太子及び親王が供奉し、大札副委員長一人が随従する。

この時、掌典長が本殿南階の下に候し、式部官左右各一人が脂燭を執って南階の下に立つ。

次に侍従が劍璽を奉じて南階を昇り、外陣の幌内に参進し、劍璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下し、簀子に候する。午後六時三〇分、天皇が外陣の御座に着き、侍従長及び掌典長が南階を昇り、簀子に候する。

この時、本殿南庭の小忌の幄舎に皇太子及び親王が着床し、宮内庁長官以下の前行、随従の諸員が着床する。次に皇后が本殿南庭の帳殿に進む。

式部副長及び侍従次長が前行し、(侍従各一人が脂燭を執る。)女官長及び女官が随従し、親王妃及び内親王が供奉し、大札副委員長一人が随従する。

次に皇后が帳殿の御座に着き、女官長及び女官が殿外に候する。

この時、殿外の小忌の幄舎に親王妃及び内親王が着床し、侍従次長以下の前行、随従の諸員が着床する。

次に大札委員が楽師を率いて本殿南庭の所定の位置に着く。

次に式部官が楽師を率いて大札委員の東方の所定の位置に着く。

次に国栖の古風を奏する。

次に皇后が拝礼する。

次に皇太子、親王、親王妃及び内親王が拝礼する。

次に諸員が拝礼する。

次に皇后が廻立段に帰る。

前行、随従及び供奉は出て来たときと同じ。

次に本殿南庭の廻廊に神饌を行立する。

掌典補左右各一人が脂燭を執り、掌典一人が削木を執る。

掌典一人が海老鱒盥槽を執り、同一人が多志良加を執る。

陪膳の采女一人が御刀子筥を執り、後取の采女一人が御巾子筥を執る。

采女一人が神食薦を執り、同一人が御食薦を執る。

采女一人が御箸筥を執り、同一人が御枚手筥を執る。

采女一人が御飯筥を執り、同一人が鮮物筥を執る。

采女一人が干物筥を執り、同一人が御菓子筥を執る。

掌典一人が鮑汁漬を執り、同一人が海藻汁漬を執る。

掌典補二人が空蓋を執り、同一人が御羹八足机を昇く。掌典補二人が御酒八足机を昇き、同一人が御粥八足机を昇き、

同一人が御直会八足机を昇く。

次に削木を執る掌典が本殿南階の下に立って警蹕をとる。

この時、神楽歌を奏する。

次に天皇が内陣の御座に着き、侍従長及び掌典長が外障の幌内に参入し、奉侍する。

次に手水を供する（陪膳の采女が奉仕する）。

次に神饌の親供する。

次に拝礼の上、御告文を奏する。

次に御直会。次に神饌を撤下する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に御手水を供する（陪膳の采女が奉仕する。）。

次に神饌を膳舎に退下する。

次に廻立殿に帰る。

前行、随従及び供奉は出て来たときと同じ。

以上で悠紀殿供饌の儀が終る。

次いで主基殿供饌の儀は一月二三日午前〇時三〇分に天皇が主基殿外陣に着座するところから始まった。その次第は悠紀殿供饌の儀と全く同じである。

これが午前三時に終ると、天皇は前立、供奉侍従をつれて廻立殿に帰り、参列者も式場から退出する。

(三) 大嘗宮の儀の参列者はつぎのとおりである。

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び国務大臣並びに以上の者の配偶者

内閣法制局長官、内閣官房副長官、検査官、人事官、公正取引委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長、政務次官及び事務次官

衆議院の議長、元議長、副議長、常任委員長、特別委員長及び政治倫理審査会長並びに以上の者の配偶者

衆議院の議員四九人（特記した議員及び政務次官である議員を除く。）及び事務総長

参議院の議長、元議長、副議長、常任委員長、特別委員長、調査会長及び政治倫理審査会長並びに以上の者の配偶者

参議院の議員二一人（特記した議員及び政務次官である議員を除く。）及び事務総長

国立国会図書館長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事並びに以上の者の配偶者

高等裁判所長官及び最高裁判所事務総長

東京都、秋田県及び大分県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

都道府県の知事及び議会議長（特記した者を除く。）

市及び町村の長及び議会議長の代表（各一人）

秋田県及び大分県の農業協同組合中央会会長及びその配偶者

秋田県及び大分県の齋田の大田主及びその配偶者

各界の代表

参列者の数は宮内庁長官名で「案内」を發した者約九〇〇人に対し、悠紀殿供饌の儀七三三名、主基殿供饌の儀四六〇名であった。但し、個々の案内者の参列の有無については、公式の發表はないので、確定はできない。

（四）被告の行った行為

被告は、前記悠紀殿供饌の儀に終始参列し、前記式次第のうち、

①皇族、天皇らの前に参列の諸員として休所に参集した。

②悠紀殿供饌の儀が始まった後、式部官が先導して休所から参進し、別紙「大嘗宮の配置図」記載の幄舎に着席した。

⑧神饌の調理、祝詞等があり、天皇が御座に着き、風俗歌等が流れた後、皇后、親族に引き続き、「拝礼」をした。
という各行為を行った。

なお、被告の参列が三権の長など、他の大嘗祭参列者の参列の性質と本質的に異なっているのは、大嘗宮の儀において重要な意味を占める「庭積の机代物」を献納した上で参列しているという点である。庭積の机代物は、明治以降、大嘗祭に天皇の全国支配を象徴する意味を持たせるべく新たに創設されたものであり、また江戸末期までは、全国の国司、郡司あるいは藩主等が大嘗宮の儀に参列するという歴史は全くなかったのであるが、明治以後は全国の知事が参列するようになったという点で、被告の参列は天皇の全国支配（しかも神格的支配）を受容し、参列した他の知事らと共に天皇への服属（しかも宗教的服属）を表明した点に大きな意味を持つのである。

3 大饗の儀

皇居豊明殿において、十一月二四日正午から午後一時三〇分までと、午後七時から八時三〇分の二回と、二五日は正午から午後一時三〇分まで行われた。その次第は以下のとおりである。

参列の諸員が豊明殿に入る。

式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿に入室する。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従が劔璽を捧持し、皇太子及び親王が供奉され、侍従長、侍従及び大札副委員長が随従する。

次に皇后が豊明殿に入室する。

式部副長及び侍従次長が前行し、親王妃及び内親王が供奉し、女官長、女官及び太札副委員長が随従する。

次に天皇が座に着き、侍従が劔璽を案上に奉案する。

次に皇后が座に着く。

次に供奉員が所定の位置に着く。

次に天皇の言葉がある。

次に代表者が奉答する。

次に天皇、皇后に白酒黒酒を供する。

次に諸員に白酒黒酒を賜る。

次に式部官長が悠紀主基両地方の献物の色目を申告する。

この時、両地方の献物を排列する。

次に天皇、皇后に膳及び酒を供する。

次に諸員に膳及び酒を賜る。

次に久米舞を奏する。

次に天皇、皇后に物を再び供する。次に諸員に物を再び賜る。

次に悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

次に大歌及び五節舞を奏する。

次に天皇、皇后に挿華を供する。

次に諸員に挿華を賜る。

次に天皇、皇后が退出する。

前行、供奉及び随従は入室のときと同じである。

次に諸員が退出する。

大饗の儀には約九〇〇名に対し案内がなされたが、出席者は七三二名であった。

第三 大嘗祭の宗教性と被告の行為の宗教性

一 大嘗祭の宗教性

1 大嘗祭の性質とその宗教性

大嘗祭の性質を規定する客観的事実は左記のとおりである。

(一) 大嘗祭の意義について政府が一九八九年(平成元年)一月二二日に発表した見解では、「大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊饒などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊饒などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があつたときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度重要な儀式である。」

とされている。皇祖及び天神地祇に対して安寧と五穀豊穰を感謝、祈念するという行為は明白な宗教行為であり、政府見解自体も

「この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、」
として大嘗祭の宗教性を認めている。

(二) 昭和天皇の即位儀礼に関して一九二八年二月七日付官報に掲載された大札使事務官星野輝興による「大札本義」(甲第一九号証)では、大嘗宮の儀の意義について、天皇が大嘗宮内で新穀を食するのは「神の靈気を体内に受け、神の靈徳を握持する」ことであるとされている。大嘗宮については、天皇が「神にお接しになるのに必要なばかりでなく、一

面御自身が神の生活をあそばされる御ためと拝すべきものと思う」というのである。そしてこの後におこなわれる大饗の儀は、天皇が「皇祖靈徳を肉体的にお受けになったそれを、万民にお頒けになる。．．これを皆のものにお頒けになるのをもって、不変の主義とし、そこに秩序があり、そこに平和があり、そこに天壤無窮の皇御国がある」のだという。

今回の大嘗祭も、登極令に従って行われていることは明らかであり、儀式の内容が同じであれば、それによって表徴されている儀式の意味も同じものと考えられなければならない。すなわち、天皇に神格性が付与されるという高度に宗教的な意味を有する儀式であり、国家神道において極めて重要な意味を持つ儀式なのである。

大饗の儀については前述の星野解説のとおりであるが、大嘗宮の儀のためにつくられ、宗教的な意味を持たされた白酒、黒酒、食物、挿華が天皇から参加者に「賜」われるという点が重要である。

(三) なお、大嘗祭の宗教性を検討するにあたって忘れてはならない点は、大嘗祭が歴史的にも、実際上も神道方式で行われ得ない儀式だという点である。すなわち、それへの関与は、直ちに特定の宗教のみとの結び付きを象徴する結果となることに注意しなければならない。

2 大嘗祭を構成する諸儀式の外形的側面における宗教性

次に、大嘗祭を構成する諸儀式について、特に大嘗宮の儀を中心に、その外形的な側面における宗教性を検討する。

(一) 儀式の主催者と宗教性

大嘗祭の主催者が天皇を中心とする皇室であることは、政府見解等から明らかである。そして各儀式における具体的な儀式の挙行は、皇室の祭祀を司る掌典職が、その主要な部分を担当している。

この掌典職の多くは神職や神道研究者で、大嘗祭にあたっては宮内庁が神社本庁に依頼して派遣してもらった者も多かつ

たと報じられている（なお、甲第三九号証の八）。

大嘗宮の儀においても、儀式の主催者は天皇であるが、実質的には掌典職が重要な部分を担っているものであり、その点からも大嘗宮の儀が神道儀式であることが認められる。

(二) 施設の宗教性

大嘗宮地鎮祭や抜穂前一日大祓の儀、斎田抜穂の儀等では、斎竹（いみたけ）、注連縄（しめなわ）が用いられている（甲第三三三号証一一二頁、一一三頁、一一八乃至一二三頁）。これらは、屋外において聖域を示す神道の施設である（甲第三九号証の七）。この外、斎田抜穂の儀では神羅（ひもろぎ）が神殿の中に設けられているが、これは屋外における神道祭祀の対象物である（甲第三九号証の一四）。

大嘗宮では、東西南北と中央に合計五基の鳥居が設置されており、その型式は伊勢神宮と同様である。鳥居は神域の表示として建設されるものであり、神社固有の建築様式である（甲第三九号証の一〇）。

被告が参列した「幄舎」も、神道固有の施設であり、神道辞典では、「神事・祭典等を行う時の臨時の仮設の建物。……祭典の係り員、参列者の着坐又は修祓等の目的で造られるのが普通である。」とされており（甲第三九号証の二）、幄舎への参列それ自体が神道における重要な意義を有していることに注意しなければならない。

(三) 儀式の宗教性

まず、各儀式に先立ち祓がなされる。祓は、神事に先立ち心身のけがれをはらって清浄になる行事であり、神道固有の清浄観に基づくものである（甲第三九号証の一三、三）。

また、各儀式では必ず祝詞が奏される。祝詞は、神道の神祭となえられる詞であり、神道の神に告げて祝福を祈る詞を意味する（甲第三九号証の一一）。

施設の建設前には必ず地鎮祭が行われている（甲第三九号証の七）。

さらに必ず神饌、幣物が供される。神饌は、神に供する飲食の総称で、神道における祭りは神への饗応の形を取っているため、神饌を奉ることは、神道における中心的行事である（甲第三九号証の九）。幣物は、神に献上する立派な礼物を言う（甲第三九号証の一五）。

大嘗宮の儀で発せられる警蹕（けいひつ）は、降神、昇神、遷座、開閉扉等に際して人を警め謹ませるために呼びかける声をいう（甲第三九号証の四）。

このように、大嘗祭は徹頭徹尾神道の式次第に則っている。

二 被告の行為の宗教性

1 宗教儀式への参列の意味

以上の検討により大嘗祭が神道儀式であることが明確になったが、被告は、大嘗宮の儀の齋場に自ら直接臨んで、悠紀殿供饌の儀の儀式に終始参列し、式部官に導かれるまま、儀式の次第に則った行為を行ったものである。これは、外形的に見て、宗教儀式の一部を構成し、担ったものと認められる。宗教儀式は、まず、それを構成する参列者が不可欠の要素であり、参列者の多寡、地位等によって、その宗教の権威が明確にされ、布教においても重要な効果を持つことになる。そして、参列者が厳粛に儀式次第に則った所作を行うことによって、参列者や傍観者に、共鳴を与え信仰を伝達する効果を持つのである。

神道では、特に祭祀儀礼をその中心に据えていることから、儀式の厳粛な施行と、公的な参列者を得ることが極めて重要な意味を持つものと説かれている（控訴人準備書面（第五）で詳述したところである）。

被告の行為は、大嘗祭という皇室の行う神道儀式に、県知事の参列という形で公的な意味を持たせたものであり、また被告が儀式次第に則った行為をなしたことにより、儀式自体の厳粛性、権威を増し、布教の効果を高めたのである。

2 被告の行った行為の宗教性

被告が大嘗宮の儀において行った最も中心的な行為は、天皇が御座に着き、風俗歌等が流れた後、皇后、親族に引き続き、「拝礼」をした行為であった。これは、大嘗宮の配置、幄舎の位置からして、今まさに神道儀式を行っている天皇、あるいはその背後の皇祖及び天神地祇に対して「拝礼」をなしたものと見られ、外形的・客観的に見て宗教的意味を持った行為と認められる。

被告が行った「拝礼」の形式は明らかでないが、神道儀式にあたってどのような形式であれ頭を下げるという行為は、客観的に見れば、畏敬によってひれ伏し、神の教えに従うことを表明する行為と認められる（甲第二二号証一〇〇項）。神道辞典でも、「拝」は上体を九十度前に伏することを言うとし、「拝にはその所作や度数によって種々の名称がある」として、一札であっても、神道において意味を有する行為であることを認めている（甲第三九号証の一二）。

このように、被告の行った拝礼行為は、客観的に見て神道の儀式作法に則った宗教上の行為であったと認められるのである。

以上

三 被控訴人の第三準備書面（一九九四年五月二四日）

被控訴人（地裁での被告＝鹿児島県知事・土屋佳照（当時））の代理人は、控訴人の準備書面に対して反論する準備書面を提出した。この準備書面の主旨は、大嘗祭に対する公費支出は国会が決めたもので、神社本庁ほかの一部の宗教団体に影響されておこなったものではない、大嘗祭は皇位継承儀礼としての祭祀であって、神社神道とは関係のないものであ

ることを立証しようとした。

「平成四年（行コ）第二号

控訴人

肥後源市

被控訴人

土屋佳照

平成六年五月二四日

被控訴人訴訟代理人弁護士松村仲之助

福岡高等裁判所宮崎支部御中

準備書面

第一、控訴人の一九九三年二月二二日付準備書面（第六）について。

一、控訴人は、「即位礼が国事行為とされ、大嘗祭が公的儀式として位置付けられ、宮廷費が支出されるようになった背景には、神社本庁や改憲推進団体の執拗な政府等への要請行動があり、一般国民の反対意志は全く反映されなかった」という（七丁表、一二丁表）。

右主張によれば、「大嘗祭は公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当である」とする政府見解（平成元年一月二二日付）は、あたかも国会の議を経ることもなく実施に移されたかのような印象を受ける。

しかし、政府見解の実施には当然予算措置を必要とするから、政府は平成二年度の予算案に、即位の礼関係費用と共に大嘗祭関係費用を宮廷費に計上して第一一八回通常国会に提出し、国会はこれにつき論議をつくしたうえ、平成二年六月一九日衆議院において、同月二六日参議院において、それぞれこれを可決している。

国会においては、大嘗祭の意義及び性格、皇位の世襲制と大嘗祭との関係、国費の支出と憲法の規定との関係等について審議され、その結果、皇室の行事として行われる大嘗祭関係の費用を国が負担しても、憲法に違反するものではないことを国民の代表の賛成多数により議決したのである。

このように、政府見解の実施については、国会において反対意見も十分聞いて予算の議決がなされ、そのうえで執行されたものであつて、政府が神社本庁や訴人主張の改憲団体の要請に影響されてこれを行ったようなことはない。

二、次に、控訴人は大嘗祭の実施が、神社神道の布教につながるかのように述べているが（もつとも、控訴人の神社神道の定義（七丁表）は肯認できるものではない）、大嘗祭は皇位継承儀礼としての祭祀であつて、神社神道と関係を有するものではない。のみならず、学者の説くところによれば、天皇制と神道の教義との間に本質的な関連はないのである。

1、すなわち、和辻哲郎は戦後いちはやく次のように述べている。

（一）天皇統治の伝統が最初神代史として表現された時には、究極の神は説かれておらず、またその神の教えとして教義にまとめらるべきような思想も掲げられていない。そこに明白に示されているのは、まつりごと（政治）がまつりごと（祭事）として始まったということ、皇統が天つ日嗣として神聖であること、のみである。従つて神社における祭祀は一定の教義の承認という意味での信仰を現わしてはいない。これが仏教のごとき世界宗教の受容に際して深刻な対立をひき起こさなかつたゆえんであろう。その後長期にわたつて皇室は仏教の信仰を採用されていたし、また国民も村々において鎮守の社をまつるとともに仏教によって信仰の要求を充たしていた。

神道が教義をつくり始めたのは、右のごとき情勢が何世紀にもわたつて持続した後なのである。最初に機縁を与えたのは、仏教の側よりする神々への理論づけの努力であらう。それは神々を仏教の体系の中に摂取する試みにほかならなかつたが、それによつて神社はおのが神の信仰に理論的基礎の必要なことを覚らしめられたのである。かくして鎌倉時代の中

ごろに、すなわち武士の封建制度が確立した後、伊勢外宮の度会氏を中心とする伊勢神道が起こった。この運動は外宮の地位を高めようとする動機に強く支配されたものであるが、同時に仏教思想の支配からでき得る限り独立して神道自身の原理を確立し、それを究極の神に即せるものとして説こうとする努力でもある。しかし、前述のごとく記紀の神代史はその典拠を与えるものでない。従ってこの神道家は、仮托の文書を作り、恣意的な解釈を加え、それを老子や周易などの思想によって処理したのである。仏教思想からもいまだ充分には脱却していない。究極の神たる太元神は、外宮の祭神たる豊受皇太神にほかならず、皇太神は天御中主神、国常立尊と同一体であると言われる。神の教えは、倭姫命の皇太神托宣において、正直と祈禱として明らかにされた。さらにこの立場から天皇の本質を天地の根元に基づけ、神皇一体のゆえんを論ずる。これらの点に我々は神道の信仰運動としての性格を看取することができるであろう。すなわち、それは一面において仏教に対抗し仏教が宗教であると同様の意味の宗教たろうとしているとともに、他面において天皇統治の伝統を基礎づける宗教たろうとしていることである。もしこの運動が成功するとすれば、神道は当然国教とならなくてはならぬであろう。

これらの性格は、この後神道の教義が種々の発展を経て吉田神道となり、儒家神道となっても大体において変わるところはないと思う。周易や儒教による牽強付会の解釈が押し進められた点において、また太元尊神のごとき究極神に対する要求が強く動いている点において、さらにこの宗教的信仰の立場より皇統の神秘的な根拠づけが強行された点において、そこに一貫した傾向が認められる。

ただ復古神道だけは、古事記の厳密な文学的研究に基づき、シナ思想の影響や太元尊神のごとき神の要求を排除した点において異っている。しかし本居のごとき冷静な学者さえ、神道家としての立場においては *credo quia absurdum* の態度を取らざるを得なかった。それは彼が神話を神話として正当に扱う学問的方法に接していなかったためでもあるが、また右に説いたごとき一貫した傾向の中に立っていたことを示すものであろう。従って本居のこの側面を継承し拡大した平田

神道が、右の傾向を極端にまで発展させ、神道を国教たらしむべき運動を露骨に展開したことは、その行きつくべき所へついたものと言つてよい。

しかしこの信仰運動は天皇統治の伝統が本質的に必要としたものではない。明治維新以後燃え上がった神道国教化の運動はまもなく停止され、あとに信教の自由の原則が立てられた。過去においても神道の運動が持続的に発展していた六百年の間を通じて、皇室は信仰としては仏教を用いていられたし、また国民の大部分もそうであったのである。神道は他の信仰と並んで一つの信仰として認められて来たのであつて、そのみが天皇統治の伝統をささえて来たというわけではないのである。明治維新における王政復古の主たる動力もまた国民的統一に対する十分に冷静な自覚であつて、狂熱的な信仰ではなかつた。……

しかるに、この十数年来神道国教化の運動がさまざまに形を変えて強行された。我々はそれを自分の眼で見えておりながら、この運動がどこから出て来るかを正確には知らなかつたのである。しかしただ一つ確実なことは、それが皇室から出たのでもなく、またそれを天皇統治の伝統が必要としたのでもないということである。皇室は仏教をもキリスト教をも充分に好遇された。また天皇統治の伝統はあらゆる世界宗教を寛容に摂取し、わが国において充分に発展せしめることを顯著な特徴としている（昭和二〇年一月「封建思想と神道の教義」。和辻哲郎全集一四卷三三五頁ないし三二八頁―乙一三号証）

(二) 天皇制と神道との間に歴史的必然的な関係を認めることは、降伏の前後を問わず一般に行なわれたことであるが、しかしわたくしはそこに誤れる歴史的認識を認めざるを得ない。天皇が神聖な権威を得たのは、宏大な高塚式古墳の築造された時代であつて、神話の編纂よりも三四百年は先立っている。そうして神話が編纂され、現神の思想が明らかに法制の上に表われた時代には、天皇をはじめ一般の知識階級は、宗教的信仰に関してはすでに明らかに仏教に移っている。神社の祭祀はなお絶えなかつたとしても、その神社の大多数は現神との関係のない地縁共同体的のものである。そうして法

制上、あるいは文芸において、現神と呼ばれているものは、高度の尊敬を表示してはいるが、決して宗教的信仰の対象ではなかった。このことは白鳳天平の巨大なモニュメントが明白に示していることであって議論の余地はない。現神思想が最も明らかに表われていた時でさえもそれはすでに宗教的な信仰と離れているのであるから、仏教の信仰がますます国民の間に泌みわたり、現神という言葉も使われなくなった時代に、なお依然として天皇を現神とする神話的信仰が続いたなどとは到底言えないのである。

神道が神話を復興しそれに宗教的な生命を与えようと努力したのは、ずっと遅れて鎌倉仏教の勃興以後である。それが皇室との結びつきに努力したのは、さらに遅れて江戸中期以後である。神道の側にそういう努力が起こったのは、国民のうち皇室尊崇が持続していたからであって、逆に神道が皇室尊崇をささえていたのではない。にもかかわらず天皇制と神道とがその興廃をともにすべきように説かれるのは、幕末以後における平田神道や、それを利用した近時の軍国主義者たちの所説をのみ注目した議論といわざるを得ない。天皇が超人物なものという意味での現神でないことは、江戸時代の儒学者が当然のこととして説いていたところであり、またそれ以前の軍記物の描写にも現われているところである（昭和二三年七月「国民全体の表現者」。前掲全集一四卷三五二頁、三五二頁）。

2、大嘗祭は、記紀が編纂される以前から皇位の継承に伴い挙行されてきた伝統的儀式である（乙一号証）のに対し、神道の教義がつくり始められたのは、はるか後代の鎌倉時代中期以降であり、神道の教義が皇室との結びつきに努力したのはさらに遅れて江戸時代の中期以後であるという。従って、神社神道に教義なるものがあるとしても、その教義がつくられるはるか以前から皇位継承に伴い挙行されていた大嘗祭を、皇室が長い伝統を受継いで行われることが、神社神道の布教につながるようなことは一般には考えられないことである。

第二、控訴人の一九九四年三月九日付準備書面（第八）について。

一、「今回の大嘗祭が登極令に従って行われたということが国家神道の儀式として挙行されたことを意味する」との点を争う。日本国憲法のもと国家神道なるものは存在しない。

二、被控訴人が大嘗宮の儀のうち悠紀殿供饌の儀において、皇后、親族に引続き「拝礼した」との点を否認する。控訴人は準備書面一四頁の「次に諸員が拝礼する」の「諸員」に参列者も含まれると誤解しているのではなからうか。右の「諸員」とはその六、七行前の「侍従次長以下の前行、随従の諸員」を指すものと読まれる。

三、「庭積の机代物」は被控訴人が「献上した」のではない。宮内庁長官から知事たる被控訴人に対し「大嘗祭の庭積の机代物として、精米、精粟及び特産の農水産物の供納を希望する者があれば、これを受納することとしている（前者は農業団体の斡旋により個人から、後者の特産品は農業団体、林業団体又は水産団体から）ので、適切な農業団体等を推薦されたい」旨の依頼をうけたため、然るべき団体を推薦したものである（ジュリスト九七四号、一九九一年三月一日号、一五〇頁）。

四、「被控訴人の参列は天皇の全国支配（しかも神格的支配）を受容し、参列した他の知事らと共に天皇への服属（しかも宗教的服属）を表明した点に大きな意味を持つ」との点を争う。

被控訴人は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である天皇の伝統的皇位継承儀式（答弁書添付の政府見解参照）に、宮内庁長官から案内を受け、皇位継承を祝し皇位継承儀式に儀礼を尽くすため参列したものであり、しかも同じく案内を受けて参列した多数の中の一員にすぎない。その目的に宗教的意義は全くなく、また、被控訴人のただ参列しただけの行為が、儀式の宗教的側面を援助、助長するような効果をもたらすことなど到底考えられない。この儀式に内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官も参列していることを見れば、右の点は一層明らかであろう。

以上、

四 控訴人の第九準備書面（一九九四年五月三〇日）

控訴人の第九準備書面は、被控訴人の第三準備書面に反論したものである。

一 記

被控訴人の一九九四年五月二四日付け準備書面に対する詳細な反論は追って提出することとし、今回は要点のみ指摘する。

一 被控訴人準備書面第一、一について

控訴人は、結果的に大嘗祭が神社本庁や改憲推進団体の意向に沿った形で举行されたという実態を重視しているのである。

当時の政府は衆議院で単独多数を占める自由民主党によって構成されていたが、同党がこれら宗教的色彩を帯びた圧力団体の影響を受けていたことは明らかであり、控訴人はその点で、大嘗祭への政府の関与が「宗教的意義」をもって行われたことを主張するものである。

被控訴人は国会における予算の議決により議論が尽くされたかのような主張をするが、

①議院内閣制のもと、国会における議論は形骸化していること、

②当時、自由民主党と民社党は大嘗祭への国家関与を容認する姿勢を示していたが、日本社会党、公明党、日本共産党及び社会民主連合といった、国民の幅広い支持を受けている主要政党が反対の立場を取っていたにもかかわらず、政府

案がそのまま押し切られたこと、

③大嘗祭の「公的運営」について、総選挙や参議院通常選挙の争点とされたことはなく、国会の議決が国民の意思とはいえないこと、

に注意すべきである。

なお、

①政教分離原則は、少数者の信教の自由を保障するための制度であるから、多数決原理に基づく議論にはなじまないものであること、

②同時に政教分離原則は近代以降、政治過程に宗教的対立を持ち込まないために確立された憲法原理であるところ、今回の大嘗祭の「公的運営」の強行に対しては、国民の間に非常に広範かつ多様な反対運動が繰り広げられ、推進派と反対派との対立は全国的に長期にわたって深刻な政治的紛糾と宗教的不和を生じさせたこと、を重視すべきである。

二 同第一、二について

被控訴人は和辻哲郎の学説を引用しているが、控訴人の議論と全くずれている。和辻は、歴史的観点から「天皇制」と「神道」が興廃をともにすべきように説かれるのは正しくないと主張しているのであるが、控訴人が問題としているのは、近現代において現実に天皇制と神道とが密接一体の関係にあるという事実である。すなわち、控訴人は、

①明治以後、皇室神道が神社神道と一体のものとして再構築され、これに対する公的保障とあいまって国家神道が形成されたこと、

②戦後も皇室は国家神道の儀式を連綿と行い、神社本庁も「敬神尊皇」という国家神道の教義をそのまま憲章に掲げて

いること、

③神社本庁は今回の大嘗祭の「公的運営」を、神道布教の手段に用いたことを指摘して、皇室神道への公的支援はそのまま神社神道の布教への支援となることを主張しているのである。

なお、被控訴人は神道の「教義」の形成が大嘗祭成立より後のことであることを主張して、大嘗祭の挙行が神道の布教につながるものではないかのような主張をしているが、これは「宗教の布教」を「教義の伝達」だけに局限してとらえようとすると狭い考え方であり、妥当でない（控訴人準備書面（第五）で指摘した通り、信仰の伝達はさまざまなシンボルの体系が活用されるのであり、「儀礼」はその中でも特に信仰伝達技能の高いものである。「教義」の明確でなかった「神道」がなぜ古代以来信仰を伝達してきたのかを考える必要がある）。

三 同第二、一について

被控訴人は「日本国憲法のもと国家神道なるものは存在しない」と主張するが、日本国憲法のもと法的に国家神道の存在が許容されないということと、事実として国家神道が存在するか否かということは分けて考えなければならない。控訴人のような論法は、これを混同するものであり、法的三段論法的前提事実の検討にあたって、法を先取り適用してしまっている点で、法解釈として誤っている（愛媛玉串料違憲訴訟高松高裁一九九二年五月一二日判決判時一四一九号三八頁もこの誤りを犯した）うえ、現実に違法な事実が存在する場合にこれを放置し、法を無力化させる論法であり、許されない。

知事としての参列が、いわゆる三権の長の参列と意味を異にするものであることは既に準備書面（第八）で述べた。また公務員は、それぞれ各自が憲法との関係で自らの行為が許されるか否かを判断する義務があるのであり、他の公務員が

参列したことを自らの行為を免罪する理由となすことは許されない。

四 同第二、二について

甲第三七号証の二の官報掲載の大嘗宮の儀の式次第全体を見ると、

①二段目八行目に「時刻、参列の諸員が休所に参集する。」とあり、被告はこの「参列の諸員」に含まれること明らかである。

②三段目の一二行目及び二一から二三行目には「随従の諸員」とあるが、同三二行目には、「次に諸員が拝礼する」とされ、「諸員」に限定が付されていない。

したがって、明らかにここにいう「諸員」には、「参列の諸員」と「随従の諸員」が含まれていると解される。

控訴人は、「目的効果基準」における「目的」判断において、被控訴人が事前に官報で、大嘗宮の儀では「拝礼」という宗教行為を行うことを知ったうえで参列している点を重視している、

五 同第二、三について

控訴人は宮内庁長官による推薦依頼に依拠して農業団体等を推薦した行為を、被控訴人による「献上」と評価したものである。宮内庁が直接農業団体に依頼すれば良いものをなぜ県知事による農業団体等の推薦という形式を取らねばならないのか洞察する必要がある。

六 同第二、四について

知事としての参列が、いわゆる三権の長の参列と意味を異にするものであることは既に準備書面（第八）で述べた。

また公務員は、それぞれ各自が憲法との関係で自らの行為が許されるか否かを判断する義務があるのであり、他の公務員が参列したことを自らの行為を免罪する理由となすことは許されない。』

五 控訴人の第十準備書面（一九九四年七月二〇日）

控訴人の第十準備書面は、日本国憲法における政教分離規定の立法事実、日本国憲法及び法令とくに皇室典範のもとにおける大嘗祭の位置付けを詳細に検討したものである。この準備書面は、第八準備書面と同じように、主として大分の河野弁護士によって作成された。長文におよぶけれども、日本国憲法と新・皇室典範の制定過程を知るといっても意味があるだろう。

一 記

本準備書面では、被告の大嘗宮の儀への参列の違憲性を検討する前提として、「第一」では、日本国憲法における政教分離規定の立法事実、すなわち同規定を成り立たせている歴史的・社会的事実について検証し、

「第二」では、日本国憲法及び法令のもとにおける大嘗祭の位置付け（適合性）について、主に皇室典範が大嘗祭に関する規定を置かなかつた点に関する立法過程の分析によって検討したい。

第一 日本国憲法における政教分離規定の立法事実

大日本帝国憲法では「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という重大な制限の下でのみ信教の自由は保障されていた(二八条)。これに対して日本国憲法では、二〇条一項前段で無条件に信教の自由を保障し、二項で宗教上の行事等への参加の強制の禁止を規定した上、宗教団体に対する特権付与の禁止、宗教団体の政治上の権力の行使の禁止(一項後段)、国の宗教的活動の禁止(三項)、宗教上の組織若しくは団体のための公金支出の禁止(八九条)等多重的で詳細な政教分離に関する規定を置くに至った。この憲法規定の変化の意義を理解し、日本国憲法における政教分離規定を正しく解釈するためには、それが規定されるに至ったわが国の歴史的事情、背景事実を前提に、今日においても同規定が必要とされている社会的・文化的事情を十分に検討しなければならない。

そこで、本件被告の行為の違憲性を判断する基準を論ずる前提として、日本国憲法における政教分離規定の立法事実を検討する。

一 明治憲法下における国家神道の成立と信教の自由の抑圧

1 国家神道の成立

(一) 国家神道形成の目的

明治維新は、欧米の圧力の下で激しい内戦を経て達成された。新政府は、欧米の侵略を免れるために、幕藩体制から一挙に中央集権国家を作り上げざるをえなかったが、繰り返し深刻な内乱の危機にみまわれた。独立を維持し、政権を確保するため、新政府は富国強兵と対外膨張政策をとった。その結果、大陸への侵略戦争が恒常化し、大量の戦死者が発生するようになった。これに対処し、さらなる対外戦争を準備し正当化するためには、強力な国民統合手段が必要となった。

欧米列強国において国民統合の機能を果たしているのは宗教であったが、日本には国民を統合するに適した宗教が存在しなかったため、新政府はそれを自身の手で作り上げなければならなかった。それは事実上の国教を作り出すことであっ

たが、他の既存宗教の反発や欧米列強の不信から隠蔽するためには、極力宗教でないかのような装いを凝らさなければならなかった。そこで、新政府が欧米におけるキリスト教と同じ国民統合機能を果たさせるために新たに用いたのは、皇室の宗教的権威であった。

このことは、伊藤博文が枢密院の第一回会議で「憲法草案を起草した大意」について述べた中で、「・・・欧州に於ては、(略)宗教なるものありて、(国家の)機軸を為し、深く人心に浸潤して、人心此に帰一せり。然るに我が国に在りては、宗教なるものの、その力微弱にして、一も国家の機軸たるべきものなし。(略)我が国に在りて機軸となすべきは、独り皇室あるのみ。」と説いたことから明らかである(村上重良「国家と宗教(二三)」法学セミナー一九八四年五月号二一四頁)。

万世一系の天皇に対する崇拜を中心教義とする国家神道が作り上げられたのは、まさにこのような動機と認識に基づいてのことである。

(二) 明治政府による神道の国教化政策

明治政府は、右の目的の下に国家神道体制の形成に邁進した。

(1) 一八六八年(明治元年)、新政府は祭政一致を布告し、神祇官を再興して全国の神社をくまなく新政府の直接支配下に組み入れる神道国教化の構想を示し、一連の神仏判然令をもって神仏分離を遂行した。各地ではこれに呼応して廃仏毀釈運動が起こり、神社から仏教色の一掃が行われた。

(2) 一八七〇年、「大教を宣布せしめる詔」が出され、神祇官による「大教」すなわち天皇崇拜中心の神道教義の上から下への組織的布教活動が開始され、宣教使らにより坦われるようになった。翌一八七一年、新政府は全社寺領を官収する方針に基づき、境内地を除く全社寺領の上知を命じ、太政官布告で社格制度を確立して神社を系列化し、伊勢神宮を別として、官社(官弊社・国弊社)、諸社(府社・藩社・県社・郷社)に分け、前者は神祇官の、後者は地方官の所管として、

中央集権的に一元的に統制支配することとし、しかも神社には公法人の地位を、神職には官公吏の地位を与えて、他の宗教にはない特権的地位を認めた。これに伴い神官の職制が定められ、神官神職の世襲制は「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非」ずとの理由で廃止され、任命制に変わった。

(3) さらに一八七二年に新設された教部省は、宣教使にかわって教導職を置くことを定め、教導職に対し三条の教則」(第一条 敬国愛国ノ旨ヲ体スベキ事、第二条 天理人道ヲ明ニスベキ事、第三条 皇上ヲ俸載シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事)を達し、天皇崇拜と神社信仰を主軸とする近代天皇制の宗教的政治的イデオロギーの基本を示し、これにより国民を神道教化する運動を展開した。

しかし、これに対して一八七三年、真宗四派が提携して大教院分離の請願を提出し、翌一八七四年には啓蒙思想家が拠る明六社の機関誌「明六雑誌」に、西周が「教門論」を連載して政教分離を主張するなど、反対の動きが強まって政府の強引な宗教統制政策に行き詰まりが見られたため、一八七五年には、太政官が神仏合同布教の廃止を教部省に達し、続いて大教院が解散した。宗教政策の見直しを余儀なくされた政府は、天皇を頂点とする皇室神道と神社神道の宗教的権威を確立し保持するとともに、その範囲内で各宗教に信教の自由を認めて、各宗教の内部は自主的な運営に任せ、各宗教に国策奉仕を義務付ける方針に転じ、同年教部省は神仏各管長に対して信教の自由を保障する旨の口達を発し、二年後には教部省を廃止した。

(4) 一八八二年、政府は神官の教導職の兼補を廃し葬儀に関与しないものとする旨の達を発し(内務省達乙第七号、丁第一号)、神社神道を祭祀に専念させることによって宗教ではないとする建前をとり、神道が他の宗教の上に君臨する国家神道体制が固められ、国民はその信仰を強制され、事実上国教化された。したがって、一八八九年大日本帝国憲法が發布され、その二八条には信教の自由が定められて法制度上は各宗教間の平等が認められたものの、その時まで既に国家神道体制が確立しており、事実上神社神道は国教化していたため、極めて不完全なものであることを免れなかった。一八九

○年に教育勅語が天皇制的国民教化の基準として発布され、国家神道のイデオロギー的基礎となるや、国家神道の教義は敬神崇祖を主軸とする国体の教義として完成した。

(5) さらに一九〇六年、官国弊社を国費で経営すること（国庫供進金制度）、府県社以下の神社は地方公共団体の負担とすることが定められ（公費供進金制度）、ここにおいて、神社神道は国又は地方公共団体と財政的にも完全に結び付き、名実ともに国家の祭祀となった。

(三) 国家神道と皇室祭祀

(1) 国家神道は、天皇の祖先天照大神を祀る伊勢神宮を本宗に、全神社を一元的に再編成した国家宗教であったから、その宗教的権威はすべて現人神天皇と皇祖皇宗の神靈に発していた。天皇は、皇祖神に連なる神聖不可侵な神であるとともに、みずから皇室祭祀を掌る国の最高祭司であった。

(2) ところで、皇室は平安期以降仏教化が進み、宮中の大内裏に真言院が設けられ、上皇で仏門に入る法皇が多く現れ、鎌倉中期以降は京都の泉涌寺が皇室の菩提所になり、天皇、上皇は例外なく仏葬で葬られるようになるなど、約五〇〇年にわたって、事実上皇室は真言宗の檀家であった。ところが、明治維新後新政府は、天皇の宗教的権威を全面的に復興して新たな国教の頂点に据える構想の下に、一八六八年の神仏分離の布告に引き続き、皇室からの仏教的要素の一掃に着手した。明治天皇の父孝明天皇は一八六七年に没し仏教式で葬られたのであるが、一八六八年明治天皇は、神式で先帝の三年祭を営んだ。一八七一年には、法親王など、仏門に入っていた皇族があいついで還俗し、京都御所内にあった歴代天皇や皇族の位牌や仏像・仏具類は泉涌寺等に移された。

これと並行して、一八八〇年代までに皇室祭祀は集中的に整備拡充された。皇室祭祀は、天皇が掌る最高の国家祭祀であり、天皇自身が親祭する「大祭」と、天皇の代理として宮中の神官である掌典が執行し天皇が拝礼する「小祭」とに分けられていたが、この皇室祭祀の大小の祭りが国家神道の基本をなす祭りとされ、全国の神社の祭りは、皇室祭祀を基準

として編成された。すなわち一九〇七年内務省は「神社祭式行作法」を告示し、一九一四年には勅令で「神宮祭祀令」と「官国幣社以下神社祭祀令」が公布され、祭祀の統一が図られたが、それは皇室祭祀を中心として編成されたものであった。

宮中で行われる祭りが、全国津々浦々の神社で祭典または遙拝として執行され、全国民にその意義の徹底が図られたわけである。

全国の神社の祭りの基準となった皇室祭祀の大小の祭りは、一九二七ころまでの間に拡充され、大祭は一三祭、小祭は九祭にのほったが、その大半は、明治維新後に新たに創案されたものであり、古制の祭りも変容させられた。すなわち、大祭一三のうち、一一が新定の祭祀であり、その内容は、大別して記紀神話に基づく祭りと、皇霊の祭りから成っている。前者には一八七〇年に新定された天孫降臨の祭り「元始祭」と神武天皇の命日の祭り「神武天皇祭」、一八七三年に新定された神武天皇即位日の祭り「紀元節祭」などが、後者には一八七二年に新定された孝明天皇の命日の祭り「先帝祭」、一八七八年に新定された春分日と秋分日に皇霊をまつる「春季皇霊祭」、「秋季皇霊祭」などがある。古制の祭りは「新嘗祭」と「神嘗祭」の二祭だけであった。小祭の新定は九祭のうち六祭で、「天長節祭」、「明治節祭」と、皇霊の祭り四祭である。

神社は元来、皇室とつながりをもったものは少なく、民衆の素朴な霊信仰に根差した地域的なものであった。それが明治維新後の事実上の国教化の過程で、天皇崇拜を中心教義とする国家神道に変質し、皇室祭祀を中心に画一的に編成されたのである。そして、国家神道の教義はそのまま国民精神であるとされ、国民に対してこれへの無条件の忠誠が要求されることになった。

(3) こうして、明治政府の手によって、皇室の先祖神である天照大神を祭る伊勢神宮を本宗とした全神社の再編成が行われるとともに、神社における祭式は皇室祭祀を基準として統一されていった。神社神道は、皇室の先祖たる神々を祭る宮

みに改変され、他の宗教とは別格のものとして取り扱われることになり、国家神道体制は完成した。

（四）登極令と大嘗祭

国家神道体制の下では、天皇は神聖不可侵の現人神として絶対の存在だったので、皇位の継承は国家にとっての最重要事であった。皇位継承の儀礼は、既に明治天皇の即位にあたって拡充整備されたが、さらに一九〇九年二月一日の紀元節に、帝国憲法発布二〇年を記念して登極令及びその附式が公布された。この中では、従来天皇の皇位継承に伴って行われて来た多くの儀式の一つであった大嘗祭が、天照大神と天神地祇を祭るものとして特に重要視され、皇位継承儀式の一環として位置付けられて、即位した天皇の宗教的権威の強化のために用いられることとなった（準備書面（第三）参照）。こうして大嘗祭は、登極令によって国家神道体制の強化のために再構成され、国家神道の中核的儀式として位置付けられるに至ったのである。

（五）皇室経済の独立

以上のような皇室の宗教的・政治的権威を支えたのは、皇室経済の独立であった。明治初期には、皇室を維持する「帝室費」は、「宮内省定額金」として国から支弁されていたが、一八八六年会計法の改正により皇室の会計と国庫の会計が分離され、一八八八年には政府会計法に制約を受けない帝室会計法が定められた。さらに一九一〇年には皇室財産令、一九一二年には皇室会計令が制定され、皇室経済に関する独自の法体系が完成された。その特徴は、皇室経済が国家の財政から完全に独立し、議会の権限の及ばぬものとされたところにある。

2 国家神道体制下の宗教弾圧

（一）信教の自由の保障の不徹底

前述の通り、旧憲法のもとにおける信教の自由の保障は、重大な制限付きであった。しかも、天皇神聖の教義によって

再編成され改変された神社神道に事実上国教的地位が与えられていたため、旧憲法下における信教の自由の保障は、不完全なものであることを免れなかった。

すなわち、「神道は宗教にあらず」という考え方や、「神社参拝は臣民たるの義務である」という考え方を背景として、学校教育を通じて児童・生徒に対し、徹底的に国家神道が教育され、大量の国家神道の信者が養成されていったのである。その結果、圧倒的多数の国民は、多様な宗教や思想に触れ、それを信じ、あるいは信じない自由を根底から奪われていた。

(二) 国家神道体制下の宗教弾圧そして、旧憲法の制限により、国家神道と矛盾する要素を持つ宗教や思想は、国家の安寧秩序を妨げるものとして信教の自由の保障を受けず、これらの宗教や思想を持った者に対しては厳しい迫害が加えられた。昭和初期天皇制ファシズムが成立して国家神道の侵略的教義が真価を發揮するに至るや、大本教、ひとのみち教団、創価教育学会、法華宗、日本基督教団、ホーリネス教派などは、不敬罪や治安維持法などにより激しい取締や禁圧を受けた。これにより各宗教は国家神道を中心とする国体観念に完全に従属せしめられ、とりわけ日中戦争から太平洋戦争の時期には、戦争に協力した生長の家、霊友会などを例外として、ほとんど活動の余地を奪われた。そして、神社参拝が事実上強制されるなど信教の自由は極度に侵害され、国家神道はいわゆる軍国主義ファシズムの精神的基盤になっていった。

(三) 政教癒着の結末

以上のように、国家が宗教と結び付き、国家の政治体制に宗教的な理念が持ち込まれたことにより、国民の信教の自由は著しく侵害され、同時に、政治的決定が非合理的・非妥協的な宗教的判断に左右されることになったため、国民全体を狂気の侵略戦争に駆り立て、国家自体を破壊する結果につながったのである（村上重良「国家神道」「天皇の祭祀」岩波新書、「国家と宗教」法学セミナー一九八三年五月号から一九八五年四月号まで）。

（準備書面つづく）